

学校法人九州国際大学公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人九州国際大学（以下「本法人」という。）における公益通報制度に関して必要な事項を定めることにより、法令遵守の徹底を図り、もって本法人の健全な発展に資するとともに、公益通報をした者を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 「公益通報」とは、本法人の業務に関し、法令及び本法人諸規程に違反する行為（以下「違反行為」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていることに関して、本法人が設置する通報受付窓口に対してなされる通報をいう。

2 「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 「職員等」とは、本法人に勤務する教職員、本法人との派遣契約により本法人の指揮命令下にある派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）及び本法人と第三者との契約に基づいて本法人において業務を遂行する労働者をいう。

4 「学生等」とは、九州国際大学の大学院生、学部学生、科目等履修生及び聴講生、九州国際大学の附属高等学校生徒及び附属中学校生徒をいう。

(公益通報窓口)

第3条 公益通報に迅速かつ適切な対応を行うため、公益通報の窓口（以下「通報窓口」という。）を監査室に置く。

(公益通報の方法)

第4条 公益通報は、所定の様式による電子メール、FAX、書面又は面談とする。ただし、匿名による公益通報は、原則としてこれを受け付けない。

(不正の通報)

第5条 公益通報者は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正目的の通報及び虚偽の通報（以下「不正の通報」という。）を行ってはならない。

2 前項に定める不正の通報を行った者に対して、本法人の就業規則又は学則等に基づく必要な処分を行う。

(公益通報処理責任者)

第6条 公益通報を処理するため、公益通報処理責任者（以下「処理責任者」という。）を置く。

2 処理責任者は、監査室長をもって充てる。

(公益通報の受付)

第7条 通報窓口において公益通報を受け付けたときは、処理責任者にその内容を報告するとともに、速やかに受け付けた旨を当該公益通報者に通知しなければならない。

2 通報窓口の職員以外の職員が公益通報を受け付けたときは、当該公益通報者に対し通報窓口へ公益通報するよう教示するものとする。

(調査の実施)

第8条 処理責任者は、公益通報を受け付けたときは、遅滞なく、当該公益通報の内容が事実であるかについて必要な調査を行うものとする。

2 調査の実施にあたっては、公益通報者及び公益通報に係る通報者（違反行為をした、している又はしようとしていると通報された者をいう。以下同じ。）の名誉、プライバシー等を守るため、公益通報者及び公益通報に係る通報者が特定されないように十分配慮しなければならない。

3 通報窓口の職員が、公益通報に係る違反行為に関係していることが判明したときは、当該職員を当該公益通報の処理に関与させてはならない。

4 処理責任者は、調査の実施にあたって高度な専門性を要すると判断したときは、外部の有識者に意見等を求めることができる。

(調査結果の報告及び通知)

第9条 処理責任者は、調査終了後、直ちに調査結果を理事長に報告するものとする。

2 処理責任者は、当該公益通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第10条 処理責任者は、調査の結果、違反行為が明らかになったときは、遅滞なく是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。

2 処理責任者は、前項により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容及び結果を当該公益通報者に遅滞なく通知するものとする。

3 処理責任者は、当該調査の結果及び当該是正措置等の内容について必要と認めるときは、公表する。

(公益通報者等の保護)

第11条 処理責任者は、第9条第2項及び第10条第2項に定める通知を行うときは、公益通報者及びその他の関係者の人権が不当に侵害されることのないように十分配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 本法人は、公益通報者が公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に

対し、就労又は就学上の不利益な取扱いをしてはならない。ただし、第5条の不正の通報に該当するときは、この限りではない。

(守秘義務)

第13条 この規程に定める公益通報の業務に携わった者は、公益通報をした者の個人情報、公益通報の内容、調査の結果等、公益通報処理に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事後確認)

第14条 処理責任者は、是正措置等の実施後、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 公益通報処理の手続等に問題がないこと。
- (2) 是正措置等が十分に機能していること。
- (3) 違反行為の再発のおそれがないこと。
- (4) 公益通報者に対し、通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いが行われていないこと。

2 処理責任者は、前項に規定する確認の結果を理事長に報告するものとする。

(周知)

第15条 処理責任者は、通報窓口、公益通報等の方法その他必要な事項を職員等に周知しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。